


執筆者:

E-mail  [ラース・マーケルト](mailto:raas@nshimura-asahi.com)E-mail  [川崎 勝暉](mailto:kawasaki@nshimura-asahi.com)E-mail  [カルロッタ・ブラッセル](mailto:carlotta@nshimura-asahi.com)E-mail  [金子・友次ベネディクト](mailto:kimura@nshimura-asahi.com)

※本ニューズレターは、2022年5月12日現在入手可能な情報に基づいて作成されました。また、本和文は、2022年5月13日発行の英文ニューズレター「[Protecting Japanese investments in Mexico](#)」の参考和訳であり、英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

1. はじめに

本ニューズレターでは、メキシコのエネルギーセクターにおける近時の動向及びこれが日本の投資家に与える影響について検討します。ロペス・オブラドール政権は、過去2年間にわたり、外資に対する法的規制の強化を繰り返し試みてきました。これらの制度変更は、メキシコが2013年12月に行った、海外投資家に対して、エネルギー市場を開放し、当時存在したエネルギーの専売を終了させた規制枠組みの改革(以下「**2013年エネルギー改革**」といいます。)とは全く対照的です¹。

メキシコ議会は、2021年初頭、電力産業法の改正を可決しましたが、メキシコ最高裁判所は、当初、その施行を差し止めました²。その後、オブラドール大統領は、2021年9月30日、憲法改正案(以下「**本法案**」といいます。)を下院に提出しました³。本法案は、*Comisión Federal de Electricidad*(メキシコ電力庁、以下「**CFE**」といいます。)がメキシコのエネルギーセクターの一部を独占することにより、中央集権化することを目的としていました。これは、外資系の民間電力事業者を事実上排除する効果をもたらすものでした。また、当該改正案は、とりわけ、独立系統運用者及びエネルギー規制当局の排除、並びに、全ての自給契約及び既存の民間電力購入契約の取消を示唆するものでした。最後に、本法案は、CFEの電力を最初に配電することを提案しました⁴。

本法案は、2022年4月17日にメキシコ議会によって最終的に却下されましたが⁵、オブラドール政権は本法案の可決に向けた取り組みを続けており、これは、メキシコのエネルギー市場を改革するための新たな規制がすぐにも導入され得ることを示しています。将来の規制的な試みは同じ道筋をたどる可能性が高いことを見据え、本稿の第2節では、本法案が当初何を提案したかを検

¹ Diario Oficial de la Federación、メキシコ、2013年12月20日、
http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5327463&fecha=20/12/2013

² これらの改正の合憲性に関する最高裁判所の票決は、2022年4月7日を目処に予定されています。S&P グローバル、2022年4月7日の終了時点までに予定される2021年電力セクターの変更に関するメキシコ最高裁判所の判決に関する記事をご参照ください。<https://www.spglobal.com/commodity-insights/en/market-insights/topics/cop26-un-climate-change-conference>

³ メキシコ下院への憲法改正案、2021年10月1日、<http://gaceta.diputados.gob.mx/PDF/65/2021/oct/20211001-1.pdf>

⁴ ブルームバーグ、「AMLO が新たな改革によりメキシコの公益事業での市場拡大を模索」、2021年10月2日、
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-10-01/mexico-s-amlo-seeks-constitutional-change-to-electricity-laws>

⁵ Drazen Jorgic 及び Dave Graham、「論争を起こしているメキシコ大統領の電力改革は連邦議会で却下された」、2022年4月18日、<https://www.reuters.com/world/americas/mexican-lawmakers-vote-presidents-contentious-electricity-overhaul-2022-04-17/>

討します。また、第3節及び第4節では、既存の契約及び日本とメキシコとの間で設けられている国際投資保護メカニズムに基づき日本の投資家が自らの投資を保護するために採り得る潜在的な救済手段について解説します。

2. 改正案

オブラドール大統領は、メキシコの国営企業によるエネルギー価格の統制を強化することがメキシコ国民に利益をもたらし、海外の腐敗からメキシコ国民を保護すると主張し、かかる統制強化を目標に掲げました⁶。これを受けて、メキシコ議会は、2021年、電力産業法を改正しました。この改正は、(1)CFEに利益をもたらすことを目的とした、発電業者からの配電に関して系統運用者が従う手順、(2)再生可能エネルギー証書(certificate)の市場への参加について、CFE水力発電所に対する規制の撤廃、及び、(3)企業が自ら発電することを認める法的枠組みの一部撤廃に関連するものです⁷。メキシコ最高裁判所は、2022年4月7日、多数決により、同法の一部が違憲であると判示しましたが、同法を全面的に無効にするために必要な3分の2超(8票)を得られませんでした⁸。最も注目すべき点として、民間の再生可能エネルギー事業よりも優先的に電力網にアクセスするというCFEの計画は、7人中4人の過半数によって却下されました⁹。同法に対する不服申立てが依然さらに2件係属中であり、裁判所は、これらを検討するために再構成されると報じられています¹⁰。現時点では、2021年電力産業法が全面的に無効化される可能性は低く、その影響を受ける可能性のある事業者は、その合憲性について、個別に異議を申し立てなければなりません。このような異議申立は、単純多数のみを必要とするため、高い可能性で成功します。最高裁判所は、2022年4月7日付け判決において、この改革がメキシコの国際投資保護協定に従ったものであったかという問題を検討しませんでした¹¹。

改革における第2の試みは、2021年9月30日に本法案を通じて提出されたメキシコ憲法改正案(特に第25条、第27条及び第28条)の形で行われました。

- 既存及び未決定の発電許可及び電力購入契約は全て取り消されます。自給許可は承認されないか、又はCFEが取得することになります。同様に、民間セクターのエネルギー生産者の余剰供給は承認されません。
- 民間セクターのエネルギー生産プロセスへの参加は46%に限定されます(CFEが54%を生産することが提案されています)。
- 発電、導電、変電、配電及び給電は、国家の戦略的分野となり、これについてはCFEが単独で責任を負います。その結果、CFEはメキシコにおいて電力の商業化を認められた唯一の存在となり、電力の全国供給を確保する責任を負うことになります。CFEの電力が最初に配電され、次いで民間セクターのエネルギー生産者が発電した電力が配電されます。

⁶ エコノミスト、「アンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドールのエネルギー政策は、メキシコに打撃を与える」、2022年1月8日、<https://www.economist.com/leaders/2022/01/08/andres-manuel-lopez-obradors-energy-policy-will-hurt-mexico>

⁷ S&P Global Commodity Insights、「2022年4月7日の終了時点までに予定される2021年電力セクターの変更に関するメキシコ最高裁判所判決」、<https://www.spglobal.com/commodityinsights/en/market-insights/latest-news/natural-gas/040722-mexican-supreme-court-decision-on-2021-power-sector-changes-expected-by-end-of-day>

⁸ law360、「メキシコ高等裁判所は電力セクター改革を認める」、2022年4月8日、<https://www.law360.com/articles/1482419/mexico-s-high-court-greenlights-reforms-to-electricity-sector>

⁹ ブルームバーグ、「メキシコ最高裁判所はAMLOの電力法の一部のみを却下」、2022年4月8日、<https://www.bloomberg.com/news/articles/2022-04-07/mexico-supreme-court-delivers-partial-ruling-on-amlo-s-power-law>

¹⁰ ロイター、「メキシコ最高裁判所が大統領に有利に電力法の変更を支持」、2022年4月8日、<https://www.reuters.com/world/americas/mexico-supreme-court-upholds-key-element-change-power-law-2022-04-07/>

¹¹ 2022年4月12日付けIA Reporterの記事、<https://www.iareporter.com/articles/mexico-round-up-supreme-court-of-justice-upholds-contested-electricity-reform-provisional-measures-requests-and-decisions-virtual-and-in-person-hearings-and-an-application-for-an-additional-award/>

- CFE は、国立エネルギー管理センター、国立電力システムの機能を組み込む予定です。エネルギー規制委員会及び国家炭化水素委員会の機能はエネルギー省に組み込まれる予定です。これにより、当該産業に対する規制的功能統制が有効に国家に移転されます。
- 排出目標及び制限に関するクリーンエネルギー証書は、取り消されます。

メキシコ憲法第 135 条に従い、メキシコ議会が憲法改正を承認するには、3 分の 2 の特定多数決を必要とします。その後、このような性質を有する改正案は、国会議員(State legislator)の過半数及びメキシコシティ議員(law makers in Mexico City)によって承認されなければなりません¹²。本法案は、多くの議論を経て、2022 年 4 月 17 日にメキシコ議会によって最終的に却下されました¹³。得票数は 275 票(500 票中)にとどまり、必要な 3 分の 2 以上の特定多数を大幅に下回りました¹⁴。

3. 既存契約への影響及び投資家が採り得る措置

電力産業法及び本法案で想定されるメキシコのエネルギーセクターの改革は、日本の投資家及び当該投資家のメキシコ電力市場への投資に深刻な影響を与える可能性があります。したがって、このような展開を受け、日本企業は、契約上の権利及び義務を含め、メキシコへの投資を検討することが求められます。個人投資家への影響は、その投資の性質によって異なります。最悪の場合、発電事業の民間セクターの参加者は、自らの発電した電力を電力網に供給すること又は他の民間企業に供給することを禁止される可能性があります。このシナリオでは、投資家は、投資があらゆる価値を失い、メキシコのエネルギーセクターで事業を継続することが有益な選択肢ではなくなる恐れがあります。さらに、この改革の影響は、供給契約の解約又は許可の取消の結果、合併パートナー、請負業者又は供給業者にも及ぶ可能性があります。

したがって、メキシコのエネルギーセクターに投資する(日本の)投資家は、自らの契約上の義務を見直し、また、既存の権利の保護及び安定化、並びに潜在的な改革の場合におけるメキシコでの運営可能性の維持を確保することが推奨されます。投資家は、これらの目的のために、契約パートナーとの間で一定の取決めについて再交渉することが必要となる可能性があります。かかる交渉が成功しない場合、中立的な(かつ通常は秘密の)紛争解決を可能にする仲裁合意を含め、強固な紛争解決メカニズムを整備することが重要となります。したがって、全ての可能な選択肢を評価するため、既存の事業構造の見直し及びその潜在的な変更の際は、既存の紛争解決メカニズムの分析も行う必要があります。

4. 投資保護及びその執行

日本の投資家は、契約上の保護に加え、日・メキシコ間の有効な国際協定、すなわち、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「日・メキシコ EPA」といいます。)及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」といいます。)によって保護を受ける権利を有します。これらの国際協定は相互に排他的なものではなく、投資家は、どの協定が潜在的請求の理想的な根拠となるかを評価しなければなりません。投資保護規定は、日本の投資家と他の民間契約パートナーとの間の契約上の関係に関するものではありません。むしろ、日・メキシコ EPA 又は CPTPP に含まれる保護規定に違反するメキシコ政府の措置から日本の投資家を保護します。違反があった場合、日本の投資家は、原則として、メキシコ政府に対して直接的に損害賠償を請求することができます。

¹² Mauro Arturo Rivera León, 「メキシコ憲法改正についての理解: 永久運動機関(Perpetuum mobile Constitution)、メキシコ法レビュー」、第 9 巻第 2 号、3~27 頁(2017 年 1 月~6 月)、<https://www.elsevier.es/en-revista-mexican-law-review-123-articulo-understanding-constitutional-amendments-in-mexico-S187005781730001X>

¹³ オブラドール大統領は、議会が本法案を却下するならば、メキシコのリチウム資源の国有化に重点を置いたメキシコ憲法改正案を提出すると述べました。フィナンシャルタイムズ、「メキシコ大統領の抜本的エネルギー改革が議会で却下された」、2022 年 4 月 19 日、<https://www.ft.com/content/728da54c-d2c5-43ee-9943-c3e22bb43bb0>

¹⁴ ロイター、「論争を起しているメキシコ大統領の電力改革は連邦議会で却下された」、2022 年 4 月 18 日、<https://www.reuters.com/world/americas/mexican-lawmakers-vote-presidents-contentious-electricity-overhaul-2022-04-17/>

(1) 投資保護

日・メキシコ EPA 及び CPTPP は、補償のない収用から投資を保護します¹⁵。当該保護は、直接的な収用又は国有化に限定されず、間接的な収用及び最終的には収用と同等の措置(例えば、外国民間企業の運営に関する許可の取消又は禁止によるもの)の形態も含まれます。想定される発電許可及び電力購入契約の取消並びに計画される CFE の独占により、日本の投資は適切な補償を受けることなく全ての価値を失う可能性があります。

また、メキシコにおける日本の投資家は、日・メキシコ EPA 及び CPTPP に定める公正衡平待遇(以下「FET」といいます。)基準により保護されます¹⁶。FET 基準は、メキシコ政府による不公正かつ不衡平な待遇から、メキシコにおける日本の投資を保護するものです。日・メキシコ EPA 及び CPTPP はともに、FET 基準を国際慣習法上の待遇の最低基準と結び付けています。これが、他の多くの投資協定に見られる「通常の」FET 基準(通常、(a)不合理、恣意的かつ差別的な待遇、(b)安定的で予測可能な法的枠組みの不提供、(c)透明性の欠如並びに適正手続違反、(d)投資家の正当な期待の侵害を対象とします。)よりも厳しい基準であるかどうか議論されています。このような観点から、本法案又は今後採られる可能性のある類似の措置が、メキシコ政府が日本の投資家に対して付与すべき FET 基準に違反しているか否かを評価する必要があります。

日本の投資家は、いわゆる「国家の規制権限」、すなわち新たな規制を制定する権利を留保することが一般的に受け入れられていることに留意する必要があります。したがって、あらゆる規制変更が投資保護規定に違反するわけではありません¹⁷。ただし、計画中のメキシコのエネルギー改革が、このような「規制権限」の範囲に該当するのかは疑問に思われます。一見したところでは、当該改革は、主にメキシコのエネルギー市場を民間企業に対して閉鎖し、国家独占を再導入することによって、2013年エネルギー改革以前の状態に戻すことを主な目的としているように思われます。これは、エネルギー市場の抜本的な見直しであり、メキシコの改革が補償を必要としない規制とみなされるかについては疑問があります。

(2) 実施メカニズム

日・メキシコ EPA 及び CPTPP には、メキシコ政府が投資保護規定に違反した場合に、日本の投資家がメキシコ政府に対して仲裁手続を開始する際の選択肢が含まれています¹⁸。投資家は、投資紛争の解決手続を開始する前に、一定期間、メキシコ政府と交渉による友好的な紛争解決を試みなければなりません(いわゆる「cooling-off period」)。日本・メキシコ EPA 上の cooling-off period は 180 日であり、CPTPP 上の cooling-off period は 6 ヶ月です¹⁹。出訴期間は、投資家が投資保護規定の違反を認識した日又は認識することができた日から、日・メキシコ EPA では 3 年、CPTPP では 3 年 6 ヶ月です²⁰。

特に、日・メキシコ EPA 及び CPTPP の両方が、透明性に関する規則を含んでおり、仲裁手続において提出された一定の文書の公表を要求しています²¹。さらに、CPTPP は、審問は公開されるべきである旨明確に規定しています。これにより、メキシコに対して、友好的に紛争を解決する圧力が高まる可能性があります。投資仲裁を提起する旨の威嚇だけでも投資家にとって有利な交渉結果が得られる可能性があります。しかしながら、メキシコのオブラドール大統領の強い言い回しを考えると、メキシコのエネルギー改革の場合には、これが起きる可能性は低いかもしれません。また、メキシコ政府は、投資仲裁と無関係ではなく、これまでに、公表されているだけでも少なくとも 35 の投資仲裁を提起されています。

¹⁵ 日・メキシコ EPA 第 61 条及び CPTPP 第 9.8 条第 1 項をご参照ください。

¹⁶ 日・メキシコ EPA 第 60 条及び CPTPP 第 9.6 条第 1 項をご参照ください。

¹⁷ 日・メキシコ EPA 第 57 条の注記及び CPTPP 第 9.16 条をご参照ください。

¹⁸ 日・メキシコ EPA 第 76 条第 1 項及び CPTPP 第 9.19 条をご参照ください。

¹⁹ 日・メキシコ EPA 第 77 条及び第 78 条並びに CPTPP 第 9.18 条及び第 9.19 条をご参照ください。

²⁰ 日・メキシコ EPA 第 81 条及び CPTPP 第 9.21 条をご参照ください。

²¹ 日・メキシコ EPA 第 94 条第 4 項及び CPTPP 第 9.24 条をご参照ください。

メキシコ及び日本は ICSID 条約を批准しているため、日・メキシコ EPA 又は CPTPP のいずれかに基づく投資仲裁の提起を企図する日本の投資家は、ICSID 仲裁規則に基づく仲裁又は UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を選択することができます²²。2つの仲裁規則にはそれぞれ異なる特徴がありますが、2つの選択肢の間の最も重要な違いの1つは、仲裁手続の結果行われる仲裁判断の執行手続が異なることです。ICSID 仲裁については、ICSID 条約の締約国 157ヶ国全てが、仲裁判断に起因する金銭的義務について、自国の裁判所の判決を執行する場合と同様にこれを執行する義務を負います。一方、UNCITRAL 仲裁により下された仲裁判断は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(いわゆる「ニューヨーク条約」)の締約国 169ヶ国全てにおいて執行することができます。

特に、CPTPP は、仲裁手続と並行して裁判手続を開始することを認めています²³。ただし、日・メキシコ EPA により、これは禁止されています²⁴。

5. 結論

メキシコの 2013 年エネルギー改革は、エネルギー市場を外国投資に開放しましたが、メキシコ政府は現在、市場を閉鎖し、従前の状態に回帰しようとしており、メキシコ内の外国投資家は、多大な損失を被るリスクに直面しています。したがって、投資家は、自らの投資をどのように保護するかを検討することをお勧めします。

日本とメキシコとの間の既存の投資保護規定は、日本の投資家に保護手段を提供しています。国際条約に基づくメキシコ政府への潜在的な損害賠償請求は、投資仲裁によって提起される可能性があります。なお、投資仲裁の実務については、お気軽にお問い合わせいただくか、又は [N&A リーガルフォーラムオンライン 投資仲裁ウェビナーシリーズ](#)をご覧ください²⁵。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²² 日・メキシコ EPA 第 79 条第 1 項及び CPTPP 第 9.19 条第 4 項をご参照ください。

²³ 第 9.21 条第 3 項をご参照ください。

²⁴ 第 81 条をご参照ください。

²⁵ N&A リーガルフォーラムオンライン 投資仲裁ウェビナーシリーズ、<https://www.nishimura.com/ja/seminars/LFO20210421.html>